# 設計変更理由書・工期延期理由書

神戸市

| 工　事　名 | 灘区六甲山町法面復旧工事 |
|---|---|

設計変更後の工事概要

【1工区】鋼製補強土壁工１式、排水工１式、縁石工１式、舗装工１式
　　植生マット工(金網被覆式自然侵入促進型)1式
【2工区】大型かご枠工１式、排水工１式、縁石工１式、舗装工１式
　　植生マット工(金網被覆式自然侵入促進型)1式

工期延長後の工期

| | | | |
|---|---|---|---|
| 契約年月日 | | 令和５年 2月 9日 | |
| 完成期限 | 第１回変更 | 令和５年 12月 28日 | 延長日数 |
| | 第２回変更 | 令和６年３月 31日 | 94日 |

設計変更・工期延期の理由

・R5.5.7の降雨により、本工事区域を含む法面の崩壊が発生した。

・このため、被災箇所の調査及び対策工の検討を行うことを目的に、R5.7.1 からR5.9.30まで工事を一時中止するとともに、工期をR5.12.28に延期した。(R5.7.5請負審査会)

・調査の結果、周辺からの雨水が当該法面に集中し、土中に雨水が浸透したことにより、崩壊が発生していることが判明した。そのため、対策工として法面復旧のための法面保護工を施工するとともに、雨水の流入浸透を防止するための排水工及びコンクリート舗装工を行う必要が生じた。

・復旧にあたっては、未対策箇所を残して施工を行うと未対策箇所の崩壊が更に拡大し、本工事区域の法面まで再度崩壊する恐れがあることから、法面の安全性向上・再度災害防止の観点からも、本工事区域だけでなく隣接地崩壊部を含めた一体的な対策工事を実施する必要がある。

・なお、当該法面の崩壊により、法面上の小学校通学路である里道及び隣接する神戸ゴルフ倶楽部にも影響を及ぼす恐れがあることから、早急に法面復旧工事を実施する必要がある。

以上のことから、復旧・対策工事に必要な費用を増工するとともに、今回崩壊した箇所の工事に必要な期間について工期延長を行う。